今回の募集の選考方法は、抽選でなく※ポイント制となります

令和８年11月２日

令和8年度　豊橋市営住宅入居申込案内書
～11月定期募集～

豊橋市営住宅管理センター

豊橋市営住宅への入居を希望される方は、本案内書に記載の申込資格、注意事項等をご理解いただき、申込受付方法にしたがって、所定の期間にお申込みください。
※市営住宅の家賃等の情報については、別冊の「豊橋市営住宅便覧」をご覧ください。

注意　**入居が決定した場合は令和９年１月１日に必ず入居していただくことになります。確実に入居できる方のみ申込をしてください。正当な理由がない入居辞退は認められませんのでよくお考えの上お申込みください。**

■　はじめに

豊橋市営住宅は、「住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした豊橋市民共有の財産である賃貸住宅です。入居される方には、「公営住宅法」や「豊橋市営住宅条例」等に基づき、様々な制限・制約や多くの義務が課せられます。

入居をお考えの場合には、本案内書を必ず最後までよくお読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえでお申込みください。

■　申込・受付・選考方法

(1)　**受付日時**　**令和８年１１月２日（月）～１１月１１日（水）**
午前９時～午後６時まで（土・日曜日、祝日、休日を除く）

(2)　**受付場所**　**豊橋市営住宅管理センター**
豊橋市神明町７４（豊橋郵便局北側　豊橋フロントビル５階）

(3)　**申込用紙**　市営住宅入居申込書（黄色）

(4)　**申込方法**　所定の申込書に必要事項を記入し、必要な書類を添付して豊橋市営住宅管理センターに持参してください(郵送、電子メール不可)。

(5)　**選考方法**　※ポイント制（豊橋市住宅困窮度判定基準表［別表］により、ポイントを付加し、ポイントの高い順に入居者を決定します。）
◎ポイントが同一の場合は抽選になる場合があります。

(6)　**入居指定日**　令和９年１月１日（金）
※この日より家賃が発生します。

(7)　**入居手順**　入居する住戸が決定した方には別途入居説明会の案内を郵送いたします。

ポイントの該当事由詳細聞き取りのため、窓口にてお待ちいただく場合があります。あらかじめご承知おきください。

■　申込資格

次の①～⑦のすべてに該当すること。

① 豊橋市内に住所又は、勤務場所がある方

② 同居親族（婚約者を含む）がある方

単身の場合、次の(ア)～(サ)のいずれかに該当すること

ただし、身体上又は精神上著しい障害があり常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は除く。

(ア)６０歳以上の方　（申し込み時点で６０歳であること）
(イ)身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が１級から４級の方
(ウ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（申立書が必要）
(エ)療育手帳の交付を受けている方（申立書が必要）
(オ)難病患者の診断を受け、市の障害福祉サービス等を受給している方
(カ)戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の程度が規定の区分に該当する方
(キ)原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
(ク)海外からの引き揚げ者で、引き揚げてから５年未満の方
(ケ)ハンセン病療養所入所者等
(コ)配偶者(離婚後含む)等から暴力を受けた方で下記のいずれかに該当する方
・配偶者暴力防止法等の規定による一時保護又は保護終了から５年未満の方
・裁判所に保護命令の申立てを行い、その効力を生じた日から５年未満の方
(サ)生活保護を受けている方

③ 入居予定者の持ち家がないこと。

④ 入居申込家族（婚約者を含む）全員の収入を合算したものが収入基準（４頁参照）をみたすこと。

⑤ 現に住宅に困窮していることが明らかな方。

⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員）**でないこと。**

⑦ 市営住宅に係る未納の家賃等がないこと。

※申込資格の可否については申込受付後及び入居決定後に審査いたします。その時点で申込資格がないと判明した場合は失格となります。

※申込資格の有無等は全ての書類を提出していただいてから最終的に判断します。ご相談の段階では、受付の可否の判定ができないことがあるため、後日書類を提出された際に相談時と判定が異なる場合があります。

■　申込みにあたっての注意事項

※市営住宅の申込には申込家族全員（婚約者を含む）の個人番号の記入・確認が必要です。
詳しくは、１２ページの「マイナンバーについて」をご覧ください。

(1) 申込みにあたっては、募集住宅一覧表（10 ページ）から希望する住戸が含まれる区分を選んで申込用紙に記入してください。
(2) 受付期間後の申込区分の変更はできません。また、一度申込書を提出した場合、ポイントの追加はできません。
(3) 第１希望でなく第２希望で入居が決定した場合も、第２希望であったことを理由に辞退はできません。
(4) 同一家族(婚約者を含む)で重複して申込んだ場合は双方とも失格とします。
(5) 不自然に家族を分割する場合や不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

(例) 夫婦別居での申込み(特別養護老人ホームへの入所等の場合を除く)、兄弟姉妹での申込み
おじ・甥・いとこ等の申込み
他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み、友人・知人同士での申込み
祖父母と扶養関係のない孫との申込み

(6) **申込受付後に次の事実があった場合には申込(入居)資格を失います。**
・申込資格のないことが判明した場合
・申込内容に虚偽の記載や不備があった場合
・必要書類の提出がなかった場合
・同居親族等の変更(出生・死亡を除く)があった場合
・住宅や連絡場所の変更があってもその旨届けのなかった場合
・指定された期日までに所定の手続き(敷金の納付、契約書の提出等)がされない場合
・無断で指定の入居説明会を欠席した場合
(7) 内縁関係にある方は住民票に「未届（内縁）の妻（夫)」と記載されていることが必要です。「同居人」となっている場合、別世帯の場合は申込みできません。
(8) 婚約中に申込みされた方は指定した期限までに婚姻していただく必要があります。
(9) 申込区分に複数の住戸が存在する場合には、ポイントの高い方より「募集住宅一覧」の記載順に入居者を決定いたします。
(10) 申込書に記載されていない方は入居できません。申込者及び入居人員欄には実際に市営住宅に入居する方を記入してください。
(11) 正当な理由がなく入居を辞退することはご遠慮ください。
(12) 申込みの際に提出していただいた書類は返却できません。
(13) 申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

■　住宅の家賃について

(1)　家賃は同じ住宅、同じ広さでも同居する世帯全員の合計所得や扶養親族等により異なります。
(2)　毎年同居する家族全員の収入を申告していただき、その収入により家賃を決定します。(毎年度変わります)。
(3)　入居後３年を経過し、公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は収入超過者と認定され、住宅の明渡努力義務が課せられるとともに、近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの市場家賃）になる場合があります。また、引き続き５年以上入居された方で高額所得者に認定された方には住宅の明渡請求をします。

■　共益費等

●市営住宅に入居されますと、家賃以外に次のような費用が必要となります。
(1)　水道・電気・ガス等の使用料
(2)　入居中に破損及び汚損した設備等の修繕費用
(3)　畳表の取替・襖の張替等の修繕費用（退去時に必要です）
(4)　エレベーターの設置してある住宅についてはエレベーターの電気使用料
(5)　共用部分に設置されている階段灯・街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料、集会所の維持管理費用等
(6)　共用敷地の清掃、樹木・草花等を手入れするための費用
(7)　住宅自治会費・町内会費等
(8)　風呂釜・給湯器・換気扇・チャイム等の設備がない住宅で、それらを設置する場合は設置費用
(9)　駐車場管理組合等の会費、および駐車場使用料
(10) 住宅敷地内の駐車場使用料
(11) その他必要となる費用

■　収入基準

(1)　入居収入基準

イ 一般世帯　　所得月額 158,000円以下

ロ 裁量階層　　所得月額 214,000円以下

裁量階層とは次のＡ～Ｃのいずれかに該当する世帯です。

Ａ　**老人世帯**　・・・ 申込者が６０歳以上の方の世帯（ただし、同居者がいる場合はそのいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の世帯）

Ｂ　**子育て世帯**・・・ R2.4.2以降に生まれた方がいる世帯

Ｃ　**障害者等世帯**・・ 2ページ申込資格②の(イ)～(ケ)に該当する世帯

(2)　所得月額の算出方法

申込家族全員の総所得金額から一般控除額及び特別控除額を控除した後、12で除して算出します。

所得月額 ＝ （家族全員の所得金額の合計 － 一般控除 － 特別控除） ÷１２

家族全員の所得金額の合計
- 給与所得者の場合：給与所得控除後の金額－最大10万円
- 年金所得者の場合：年金所得控除後の金額－最大10万円
- 事業所得者の場合：必要経費の控除後の金額

一般控除：38万円 × 同居又は扶養親族数

特別控除：
- 老人扶養親族　１０万円
- 16歳以上23歳未満の扶養親族　２５万円
- 障害者　２７万円
- 特別障害者　４０万円

（各々×対象者数）
- 寡婦　２７万円
- ひとり親　３５万円

【所得金額算出の仕方】

〈給与収入の場合〉　Aの求め方　①：年間総収入金額÷4,000（小数点以下切捨て）、②：①の数値×4,000をAとします

年間総収入金額	所得金額	年間総収入金額	所得金額
1～650,999	0	3,600,000～6,599,999	Ａ×0.8－440,000
651,000～1,899,999	総収入金額－650,000	6,600,000～8,499,999	総収入金額×0.9－1,100,000
1,900,000～3,599,999	Ａ×0.7－80,000		

〈公的年金の場合〉　非課税となる年金は含みません。

６４歳以下		６５歳以上	
公的年金の総支給額	所得金額	公的年金の総支給額	所得金額
130万円未満	年金総支給額－60万円	330万円未満	年金総支給額－110万円
130万円以上410万円未満	総支給額×0.75－27.5万円	330万円以上410万円未満	総支給額×0.75－27.5万円
410万円以上770万円未満	総支給額×0.85－68.5万円	410万円以上770万円未満	総支給額×0.85－68.5万円
770万円以上1000万円未満	総支給額×0.95－145.5万円	770万円以上1000万円未満	総支給額×0.95－145.5万円

【収入基準早見表】

〈表Ａ　総収入金額でみる早見表〉　給与所得者の場合　（単位：円）

家族数／階層	１人	２人	３人	４人	５人	６人
一般世帯	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量階層	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

(注)源泉徴収票では、「支払金額」が総収入金額になります。

〈表Ｂ　総所得金額でみる早見表〉　自営業者等の場合　（単位：円）

家族数／階層	１人	２人	３人	４人	５人	６人
一般世帯	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000

【控除額の種類】

控除の種類		控除対象者	控除金額
一般	同居親族控除	入居申込家族のうち本人以外の人	一人につき 38 万円
	扶養親族控除	入居申込家族に入っていない遠隔地扶養親族	
特別	老人扶養親族控除	満年齢 70 歳以上の扶養親族	一人につき 10 万円
	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族控除	満年齢 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	一人につき 25 万円
	寡婦控除	① 離婚後婚姻していなく、扶養親族がいる人で合計所得が 500 万円以下の人 ② 夫と死別後婚姻していないか、夫の生死が不明であり、合計所得が 500 万円以下の人	その人の所得から 27 万円まで
	ひとり親控除	死別・生死不明・離婚・未婚のひとり親で総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子がいて、合計所得金額が 500 万円以下の人。	その人の所得から 35 万円まで
	障害者控除	入居申込家族で当該障害者手帳等の交付を受けている人 （特別障害者） ・心神喪失の常況者 ・身体障害１・２級、精神障害１級、知的障害Ａ判定 ・戦傷病者で恩給法に定める第３項症までの該当者 ・要介護度４以上の認定者	一人につき 27 万円 （特障の場合は 40 万円）

■　入居決定

(1) 入居決定した住戸は変更できません。
(2) 申込時と事実が相違している場合は、入居決定を取り消します。

入居決定者は、**敷金として家賃の３か月分に加え、緊急連絡先となる方が２名必要です。**

■　入居にあたっての注意事項

入居にあたっては、次の事項をご理解いただき、必ず守っていただきます。これらの事項をご理解・ご協力いただけない方は申込みをご遠慮ください。

(1) 市営住宅は豊橋市民共有の大切な財産ですから、日頃より大切に使うよう心掛けてください。

(2) 市営住宅は多くの方が入居する共同住宅です。特別な防音対策などはしていませんので、入居者の方が協力し合いながら快適に生活できる住宅となるよう心掛けてください。

(3) 入居後は団地の自治組織に加入してください。

(4) 入居後は、住宅の管理人をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

(5) 共同して使用する施設や設備の光熱水費等は入居者の負担となりますので、入居者の皆さんで共益費を徴収し、管理してください。

(6) 入居いただく市営住宅は、あくまでも以前に他の方が居住していた住宅です。破損箇所等の修繕は行っていますが、これは居住する上で最低限必要な修繕であり、新築時と同じ状態への復元を目的としたものではありません。

(7) 市営住宅には網戸やカーテンレールは設置されていませんので、必要に応じて入居者ご自身の負担と責任によって設置いただき、退去時には各自で処分していただきます。また、浴槽や風呂釜等が設置されていない住宅についても同様に、入居者ご自身の負担と責任によって設置・処分をしていただきます。

(8) 入居者の使用に伴う構造上重要でない部分の破損・消耗は入居者の責任及び負担で対応していただきます。

(9) 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅を滅失又壊した場合には原状回復又は損害賠償していただきます。

(10) 火災や水漏れを起こすと、被害住宅等に対し賠償責任が発生しますので、万が一に備え、借家人賠償・家財・個人賠償などがセットになった保険に加入することをお勧めします。

(11) 市営住宅は動物の飼育が禁止されています。犬・猫・鳥などのペット類は、鳴き声や悪臭、動物の体毛の飛散によるアレルギー等のため、近隣入居者の方に多大なる迷惑をかけることになります。
絶対に動物を持ち込まないでください。飼育が確認された時は、退去を求めることがあります。

(12) 他人に迷惑となるような行為はしないでください。

(13) 火災や水漏れ、安否不明等の緊急時に備え、緊急時の連絡先となる方をあらかじめ届け出ていただきます。

(14) 自動車を使用する方は、住宅内に駐車場管理組合等がある場合は加入してください。また自動車は決められた区画に駐車し、通路や他の区画、周辺の道路には駐車しないでください。

市営住宅では、動物の飼育や持ち込みは固くお断りしています。
申込みに際しては、その点に十分ご留意ください。
（盲導犬等は除きます。）



■　必要書類

□マイナンバー　　マイナンバー通知カードと写真付身分証明書で可

□収入関係

対象者	区分	必要な証明書類
給与収入がある方	令和８年１月１日以前から引き続き勤務している方	令和７年分の源泉徴収票等
	令和８年１月２日以後から現在の会社に勤務している方	給与支払証明書（所定の様式に雇主が証明）等
事業収入がある方	令和８年１月１日以前から事業を開始している方	令和７年分の確定申告書の写し等
	令和８年１月２日以後に事業を開始した方	収支明細書等（事業主が記入） ※様式問わず
年金収入がある方	令和８年１月１日以前から公的年金を受給している方	令和７年分の公的年金等の源泉徴収票等（ハガキ）
	令和８年１月２日以後に公的年金の受給を開始した方	年金証書又は通知ハガキ等
無収入の方	令和８年１月１日以前から収入がない方	令和８年１月１日時点で市内在住の方 令和８年度(令和７年分)の課税・非課税証明書 令和８年１月１日時点で市外在住の方 令和８年１月１日時点で在住していた市町村が発行する最新の課税・非課税証明書及び必要に応じて退職の事実が分かる書類
	令和７年１月２日以後に退職等により収入がなくなった方	退職の事実が分かる次のいずれかの書類 ①　離職票 ②　雇用保険受給資格者証 ③　退職証明書（退職元の雇用主が証明） ④　令和７年分の源泉徴収票（退職日の記載があるもの）
生活保護を受けている方		※申込された月に発行されたもの 生活保護世帯の証明（市区町村長発行の証明書）

□その他

内容	必要な証明書類
母（父）子世帯である	戸籍謄本（外国籍の場合は出生証明書等） ※児童扶養手当証書又は母子家庭等医療費受給者証 ※離婚調停中は事件係属証明書
障害者の方がいる	障害があることが分かる書類(障害者手帳等)
外国籍の方がいる	在留カード等
別居扶養している方がいる	別居扶養していることが分かる書類（別居の被扶養者が記載されている源泉徴収票など）
市外在住である	豊橋市内在勤証明書（雇用主が証明）及び 世帯全員の住民票謄本(記載事項の省略のないもの)
申込世帯に婚約者がいる	婚約証明書（所定の様式に各人が署名捺印）
単身又はひとり親世帯である	戸籍謄本等を提出
持ち家がある	不動産売買契約書（申込時点では不動産媒介契約書でも可）
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者である	豊橋市が交付したパートナーシップ・ファミリーシップ「宣誓書受領証」・「宣誓書受領証カード」

※申込時に必要に応じて他の書類を提出していただく場合や、申込後又は入居決定後に書類の追加提出が必要な場合もあります

記　入　例

（表）

受付番号	結　果	ポイント審査	階　層	特　　目	入居資格	
		入			書類審査	受付者印
	点			害者 家族		

網かけ欄は記入しないでください

令和〇〇年度　　住宅困窮度判定用市営住宅入居申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

豊橋市長　　長坂　尚登　　様

申込者氏名　　住宅　太郎

次のとおり相違ありませんから住宅の入居を申し込みます。

申込者	本籍（国籍）	豊橋市今橋町１番地
	現　住　所	〒440-8501　豊橋市今橋町１番地ハイツ今橋２０１号　自宅：57-1006　携帯：090-1234-5678
勤務先	会　社　名	㈱トヨハシ
	所　在　地	豊橋市今橋町１１１番地

	続　柄	氏　名 個　人　番　号	生　年　月　日（満年齢）	職業先又は職業	年収額
入居人員	本　人	ﾌﾘｶﾞﾅ　ジュウタク　タロウ 住宅　太郎 1234　5678　9112	S50・11・19（〇〇）	㈱トヨハシ	250万
	妻	ﾌﾘｶﾞﾅ　ツギヨ 次代 2345　6789　0123	S50・8・3（〇〇）	主婦	
	子	ﾌﾘｶﾞﾅ　ジロウ 二郎 3456　7890　1234	H23・3・10（〇〇）		
		ﾌﾘｶﾞﾅ ・　・　（　）			
		ﾌﾘｶﾞﾅ ・　・　（　）			
遠隔地	子	住宅　一郎 4567　8901　2345	H15・3・4（〇〇）	T大学2年	

※第２希望で入居決定した場合、第２希望であることを理由に辞退はできません。

	申込区分	申込住宅	申込間取り
第１希望	1	柳原住宅	３Ｋ
第２希望	5	植田住宅	３ＤＫ

収入認定欄	所得合計：　　円	扶養家族数：　　人	家賃
	所得月		円
	入居住宅	住宅　　棟　　号	

網かけ欄は記入しないでください

記　入　例

（裏）

困　窮　事　情		具　　体　　的　　理　　由	ポイント
1	特に配慮を必要とする世帯	□老人世帯　　その他 □障害者等世帯　　□ＤＶ被害者等世帯 □ひとり親世帯　　□犯罪被害者世帯 □多子・子育て世帯　　□海外からの引揚者 □多家族世帯　　□中国残留邦人等世帯	点
2	住宅以外の建物・場所に１年以上住んでいる又は保安上危険・衛生上有害な状態にある住宅に居住している	□作業所　□工場　□倉庫　□事務所 □その他（　　） □土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている住宅に居住している □過去５年以内に床上浸水があった住宅に居住している	点
3	正当な立ち退き要求を受けている	□法律上の立ち退き　立退き時期 （　　年　　月　　日） □家主が使用 □大修繕	点
4	居住環境が悪い・設備が無い	□狭い（床面積　　㎡） □設備が無い（トイレ・台所・風呂） □親族以外と上記設備のいずれかを共用している	点
5	勤務地より遠隔の地に居住している又は収入に比して過大な家賃を支払っている	□通勤上不便　（直線距離　　km） □家賃が高い　（家賃　　円） ※共益費・駐車場使用料等除く	点
6	著しく生活上不便である	□１戸の住宅に親族以外の２世帯以上と同居 □扶養を要する家族と別居	点
		合計	点

網かけ欄は記入しないでください

入居資格確認調査承諾書

市営住宅への入居申込みに際し、入居者資格確認のために、私及び同居しようとする親族についての住所・税務情報を調査すること並びに暴力団員に該当するか否かを愛知県豊橋警察署に照会することを承諾します。

また、本申込に虚偽の記載があるときは、申込を無効とされても異議は申し立てません。

氏名　　住宅　太郎

■　募集住宅一覧　　（令和８年11月２日時点）

申込区分	住宅名	間取り	募集部屋 棟	募集部屋 号	募集部屋 階数	単身申込	浴槽・風呂釜設置	エレベータ	駐車場	便覧掲載番号	備考
1	柳原	3K	2	205	2F	○	×	×	※	1	
2	西部	3K	3	307	3F	○	×	×	※	3	
3		3DK	10	101	1F	×					
			7	202	2F						
4			7	308	3F						
5	空池	3DK	2	102	1F	×	×	×	※	5	
			5	108	1F						
			2	204	2F						
6	才ノ神	3DK	3	201	2F	×	○	○	※	6	
			2	305	3F						
			1	502	5F						
			4	703	7F						
7	中野	3DK	5	304	3F	×	×	×	○	7	
8	富本	3DK	1	403	4F	×	×	×	○	9	
9	新多米	3DK	2	302	3F	×	×	×	○	10	
10	小鷹野	3DK	3	306	3F	×	×	×	○	11	
11	多米	3DK	2	207	2F	×	×	×	○	13	
12			2	307	3F						
13	忠興	3DK	3	301	3F	×	×	×	○	14	
14	前芝	3DK		601	6F	×	○	○	○	15	
15	東山	3DK	1	602	6F	×	○	○	○	16	
16	植田	1DK	1	107	1F	○	○	○	○	20	老人向
17		2DK	1	305	3F						
18	西口	1DK	3	206	2F	○	○	○	○	23	①高齢者禁煙
			3	508	5F						
19		2DK	3	415	4F						①禁煙
			3	514	5F						
			3	613	6F						
			3	714	7F						
20		3DK	2	514	5F	×					
			3	601	6F						

○募集戸数　３１　件　　※管理戸数分なし

参考①：**西口住宅は室内（ベランダ含む）及び、住宅敷地内共禁煙です。**

〇募集住宅一覧の備考欄に該当する項目がある場合は、下記内容をご確認のうえ、お申込みください

事故部屋　：不幸にして居住者の方がみとられずに室内で亡くなられたことや、火災や自殺等の事故があった住戸であり、申込資格や家賃等の条件は通常の市営住宅と同じです。
事故内容の詳細については回答できませんので、気になる方は申込みをご遠慮ください。

高齢者世帯：高齢者世帯向けの住戸として募集するため、通常の申込資格に加えて、年齢が 60 歳以上の夫婦もしくは単身の世帯の方のみ申込みができます。

老人世帯　：老人世帯向けの住戸として募集するため、通常の申込資格に加えて、年齢が 60 歳以上の方を含む 3 人以下の世帯の方のみ申込みができます。

子育て世帯：子育て世帯向けの住戸として募集するため、通常の申込資格に加えて、申込時に小学校就学前の子と同居し、扶養している世帯の方のみ申込みができます。また、入居期間の定めがあり、入居期間は入居日から申込時に最年少の子が満 18 歳に達する年度末までとなり、期間満了時には当該住戸を明け渡していただきます。(要件を満たす場合の契約期間の延長はありますが、期間満了後の更新はありません)

多家族世帯：多家族世帯向けの住戸として募集するため、通常の申込資格に加えて、次のいずれかに該当する世帯の方のみ申込みができます。
・親子二世帯または年齢が 60 歳以上の方を含む 4 人以上の世帯構成であること。
・5 人以上の世帯構成であること。

身障者世帯：身体障害者世帯向けの住戸として募集するため、通常の申込資格に加えて、下肢、体幹機能障害 1・2 級の障害者を含む 2 人以上の世帯の方のみ申込みができます

■　申込みから入居までの主な流れ

日程	内　　容	注　意　点
11/2(月)～	「市営住宅入居申込案内書」配布 「市営住宅便覧」配布中	まずは「市営住宅入居申込案内書」、「市営住宅便覧」をよくお読みください。
11/2(月)～11/11(水)	入居申込受付	募集住宅一覧表の中から入居を希望する住戸が含まれる区分を選択し、必要書類を添付のうえ申込書を受付期間内に豊橋市営住宅管理センターに提出してください。
11/18(水)	ポイント判定結果の発送 （入居決定者には、入居説明会の案内を同封）	総合及び項目ポイントが同ポイントの場合は抽選日のお知らせを送付します。
11/27(金)	入居決定者説明会	**説明会には必ず出席してください。** ※ご都合が悪く、やむを得ず説明会を欠席する場合にはその旨を必ず連絡し、日程を調整のうえ後日必ず説明を受けてください。
11/27(金)～12/4(金)	入居手続き	契約書（緊急時連絡先 2 名）等の提出や敷金（家賃の 3 カ月分）の納付などがあります。
1/1(金)	入居指定日	市営住宅にはさまざまな義務や制約、注意事項があります。 本案内書の 6 ページの「入居にあたっての注意事項」をご覧いただくとともに、詳細については入居説明会で配布・説明する「市営住宅入居のしおり」をご覧ください。

（1）　事情により、日程が変更される場合があります。
（2）　入居決定者の辞退等により、繰上入居決定者は、当該入居決定者の入居説明会以降の日程が変更される場合があります。
（3）　入居指定日から１０日以内に申込家族全員が入居し、かつ住民票を異動させることが必要です。
（4）　入居が決定した住宅の室内を事前に見学することはできません。
（5）　結果は申込された方全員に通知しますので、お電話での問い合わせはご遠慮ください。

マイナンバーについて

①市営住宅の入居申込には申込家族全員（婚約者を含む）のマイナンバーの記入が必要です。
②入居申込に管理センターへ来られた方は、マイナンバー通知カードと写真付き身分証明書又はマイナンバーカードでの本人確認が必要になります。
③入居される方については、マイナンバー通知カード（コピー可）又はマイナンバーカードが必要になります。

■　今後の募集予定（令和８年度）

広報とよはし 掲載予定号	募集月	申込受付期間	入居日
１月号	令和９年１月 （公開抽選）	令和９年 １月４日～13 日	令和９年 ３月１日
３月号	令和９年３月 （公開抽選）	令和９年 ３月１日～９日	令和９年 ５月１日

※事情により、日程を変更又はその月の募集を休止する場合があります。

■　随時受付

以前に募集しました住宅の中で申込者数が募集戸数を下回った住宅について、先着順にて入居申込を受付します。

※毎月１日に更新されます。豊橋市営住宅管理センターがお休み（土・日曜日、祝日、休日）の場合、初めの営業日となります。
※書類がすべて揃っていて豊橋市営住宅管理センターが受付できる方が優先となります。
不足書類があると受付できません。ご注意ください。
※受付期間中は、午前９時までに豊橋市営住宅管理センター窓口に来られた方が、複数居る場合は抽選で受付順を決定します。
※入居日については別途お知らせします。

≪受付及び案内書配布時間≫
午前９時～午後６時
（土曜・日曜・祝日・年末年始は受付及び配布をしておりません）
※申込み受付は豊橋市営住宅管理センター（豊橋フロントビル５階）のみで行っています
電話・郵送による受付は一切行っておりませんのでご了承ください

お問い合わせ先　　豊橋市営住宅管理センター

〒440-0882　豊橋市神明町 74（豊橋フロントビル５階）

ＴＥＬ　０５３２－５７－１００６

０５３２－５７－１００２（ポルトガル語専用）